

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画を策定しました 7月2日(月)から先端設備等導入計画の認定受付を開始します!

横浜市は、市内中小企業の新たな設備投資を後押しするため、平成30年6月6日に施行された生産性向上特別措置法に基づき、「導入促進基本計画」を策定し、公表します。

また、市内中小企業からの「先端設備等導入計画(以下、導入計画)」の認定申請の受付を7月2日(月)から開始します。

平成30年度から32年度までの間に導入計画を策定し、本市の認定を受けた中小企業は、認定後に導入計画に基づき取得した新規設備に係る固定資産税(償却資産)が3年間ゼロになります。さらに、本市の制度融資の利用や国の補助金の優先採択などの支援が受けられます。今後、設備投資をお考えの中小企業の皆様は、この機会にぜひ導入計画の申請をご検討ください!

主な支援

☆新規設備投資に係る固定資産税(償却資産)が3年間ゼロになります!

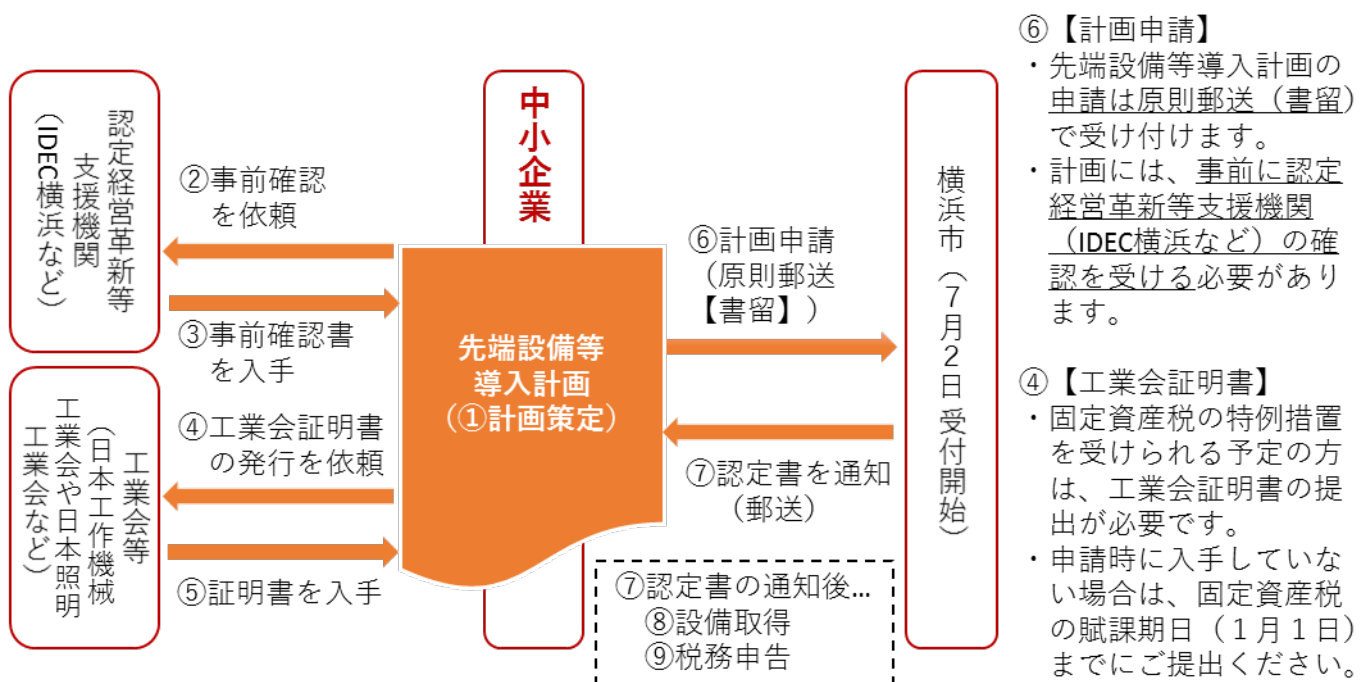
☆制度融資「経営力サポート資金」をご利用いただけます!

☆国の補助金の優先採択*を受けられます!

※ 国の補助金の募集状況については、中小企業庁のホームページをご確認ください。

☞ <http://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/index.htm>

「先端設備等導入計画」の申請から認定までの流れ



裏面あり

「先端設備等導入計画」について

「先端設備等導入計画」は中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項）が策定する計画です。3～5年間の計画期間内に先端設備等を導入して、労働生産性を年平均3%以上向上させることを目的に策定します。

認定の申請を行う前に認定経営革新等支援機関の事前確認が必要です。事前確認後の申請は原則郵送で受け付けます。下記の郵送先へ簡易書留で必要書類をご送付ください。

必要な様式のダウンロード、要件の確認は経済局のホームページをご確認ください。

☞ <http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/tokubetsu-sochi/>

【申請書郵送先】

横浜市経済局ものづくり支援課宛 「先端設備等導入計画認定申請書類在中」
〒231-0017 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル5階

IDEC横浜(認定経営革新等支援機関)に設備投資特別相談窓口を設置します！

認定経営革新等支援機関の一つであるIDEC横浜に「先端設備等導入計画」の作成及び認定などに関する相談窓口を設置します。また、策定した「先端設備等導入計画」の事前確認も依頼することができます。ぜひお気軽にご利用ください。

問合せ先 ☞ **相談をご希望の方は必ず電話でご予約**ください。

(公財)横浜企業経営支援財団 経営支援部 技術支援担当
〒231-0011 横浜市中区太田町2丁目23番地 横浜メディア・ビジネスセンター7階
TEL: 045-225-3733 FAX: 045-225-3738

設備資金の調達を支援！（制度融資「経営力サポート資金」）

「先端設備等導入計画」の認定を受けた方が、計画に従って先端設備等を導入する際の資金調達を支援するため、横浜市中企業融資制度「経営力サポート資金」に新たな融資対象者を追加します。

「経営力サポート資金」の特長（7月2日(月)から新たに追加する融資対象者）

- 融資期間：最長15年（制度融資で最長）
- 信用保証料の1/4を市が助成
- 融資限度額：2億8,000万円以内（別枠）（融資額8,000万円を上限）
- 融資利率：7年以内：年1.7%以内 7年超：年2.0%以内
（融資期間10年超の融資では、制度融資で最も有利な利率）

【融資のお申込み先】ホームページに記載の取扱金融機関窓口へお申し込みください。

☞ <http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shien/yushi/ginkou.html>

※融資のご利用には、取扱金融機関及び横浜市信用保証協会の審査が必要です。

お問合せ先

経済局ものづくり支援課長(先端設備等導入計画の認定について)	中村 隆幸	Tel 045-671-3839
経済局金融課長(制度融資について)	長谷川 政男	Tel 045-671-2586
財政局固定資産税課長(固定資産税の特例措置について)	黒部 哲哉	Tel 045-671-2190
公益財団法人 横浜企業経営支援財団 技術支援担当部長(計画書作成及び確認について)	加藤 盛司	Tel 045-225-3733